

# 青森県被災者生活再建支援制度

青森県危機管理局防災危機管理課

令和5年4月

この度の自然災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

国では、全国的な支援制度として、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害による被災地帯に支援金を給付し、生活の再建を支援しています。

一方、国の全国的な支援制度では、自然災害の規模によっては、制度の要件を満たさない場合もあり得るものです。

そこで、青森県では、令和3年12月、青森県被災者生活再建支援金給付要綱を制定し、県独自の支援制度を創設することで、国の全国的な制度の対象外となる場合において、支援金を給付することとしました。

被災者の皆様におかれましては、青森県被災者生活再建支援制度を十分に活用されて、一日も早い生活の再建を実現されますことを祈念申し上げます。

## 目次

1	対象となる自然災害	1
2	支援金の給付額	1
3	支援金の申請	2
4	支援金の申請期間	3
5	支援金給付決定の取消しと返還請求	4
6	支援金支給の仕組み	4

## 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪（※）、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にしていますが、この制度が適用になるかどうかについては、その都度青森県からお知らせします。

※豪雪は、一時に大量の降雪があり、除排雪、屋根雪下ろし等を実施する時間的余裕がなかったために被害が生じたものに限りします。

## 2 支援金の給付額

支援金の給付額は、以下の2つの支援金の合計額となります（中規模半壊世帯を除く）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯  （世帯の 構成員 が複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃借 25	25
単数世帯  （世帯の 構成員 が単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃借 18.75	18.75

## 【注意事項】

- 解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。
- 住宅が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費が掛かるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。
- 住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅は、全て解体しなければ対象となりません。（一部解体は対象外）

## 3 支援金の申請

申請書に必要な書類を添えて、被災当時に居住していた市町村役場に提出してください。

### （１）対象世帯

支給の対象となる世帯は、全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯又は中規模半壊世帯です。

このうち、全壊世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯は、市町村が発行する罹災証明書に記載されています。

なお、長期避難の証明書類については、市町村に御確認ください。

### （２）住民票の取得

①支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

②世帯の構成員が複数か単数かで、支援金の額が異なります。住民票は、このことを証明する書類です。

### （３）申請書の作成

青森県被災者生活再建支援金給付申請書（別記様式（第４条第２項関係））に必要な事項を記入してください。

### （４）必要書類の用意

①「罹災証明書」（市町村が発行）

②「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の被害認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な状況である場合や修理するにはあまりにも高い経費が掛かるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」（市町村が発行）又は「滅失登記簿謄本（閉鎖事項証明書）」（法務局が発行）

※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等）が必要です。

③「住民票」(市町村が発行)

被災した全員の住民票を添付してください。住民票と異なる住所で被災した場合も、世帯全員の住民票が必要です。

転居や世帯分離等により被災日時点の被災者の住所や世帯構成が不明な場合は、変更履歴が表示された住民票を添付してください。(例：住民票個人票、住民票附票、改製原住民票等)

④預金通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び世帯主本人の口座名義「フリガナ名」の記載があるもの)(申請者が用意)

⑤「加算支援金」を「基礎支援金」と同時に申請される場合は、住宅の再建方法(住宅の建設・購入、補修又は賃借)に応じ、このことを確認できる契約書等の写し

区 分		全壊世帯	解体世帯		大規模半壊世帯	中規模半壊世帯
			半壊解体	敷地被害解体		
基礎支援金 ※中規模半壊の場合 は加算支援金	①罹災証明書	○	○	○	○	○
	解体証明書		○	○		
	②滅失登記簿謄本 敷地被害証明書類		○	○		
				○		
	③住民票	○	○	○	○	○
④預金通帳の写し	○	○	○	○	○	
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○	○

※①～③の書類は、原本の添付が必要です。

※長期避難世帯の申請には、市町村による長期避難世帯であることの証明書の添付が必要です。

(5) 申請書の提出先

申請書に必要書類を添えて、被災当時に居住していた市町村役場に提出してください。

4 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 1 3 か月の間	災害のあった日から 3 7 か月の間

## 5 支援金給付決定の取消しと返還請求

青森県は、世帯主が支援金を不正に受領した場合は、青森県被災者生活再建支援金給付要綱に基づき、支援金の給付決定を取り消し、返還請求を行います。

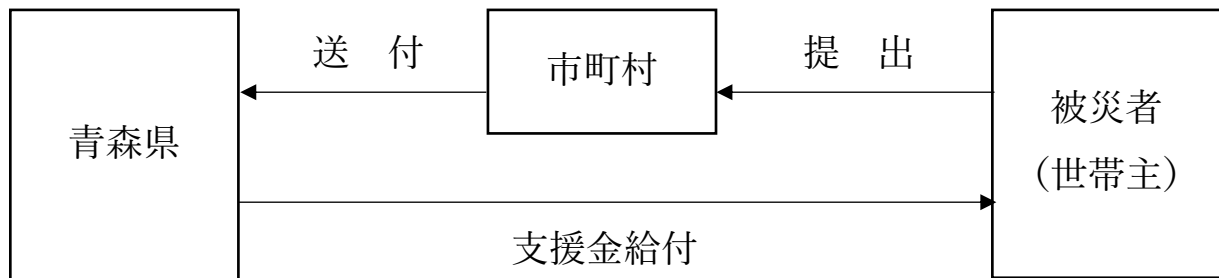
その場合、青森県は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を請求するとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

なお、以上の支援金の不正な受領以外にも、市町村による被害認定（罹災証明書に記載）の変更があり、支援金の給付要件に該当しなくなった場合も、給付した支援金の返還請求を行います。

## 6 支援金給付の仕組み

申請書は、市町村役場から青森県に送付され、青森県が申請書の内容を確認した上で支給金の給付額を決定し、申請書に記入された金融機関の口座に振り込みます。

※単身世帯の方が給付を受ける前（申請後の場合も含みます。）に亡くなられた場合は、給付されません（なお、支援金申請の権利は、相続の対象となりません）。



### 【制度解説】「加算支援金」の申請と支給について

「2 支援金の給付額」（1 ページ）のところで、複数世帯と単身世帯別の支給額の一覧表を掲げました。加算支援金は住宅の再建方法別に支給金額が異なっています。申請者はどの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請されることとなりますが、実際には、被災直後は①一時的にアパートを借り、その後諸般の事情を考慮して②住宅を新築するか購入するか、また、③被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金にいずれか支援金額の高い方の加算支援金を加えることとしています。

被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのような形で住宅の再建をされるかは、被災者の皆様が個々に判断され対処される問題ですが、この制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の選択に従って既に支援金を受給し、後日、2回目の別の選択による支援金を申請する場合は、1回目の受給済額との差額を申請することとなります。

（例）1回目で「賃借」50万円で申請・受給し、2回目に「建設」で申請すると、差額の150万円が支給されます。

**【制度解説】「青森県被災者生活再建支援金給付申請書」（別記様式（第4条第2項関係））のIVについて**

※「受給済（B）」の欄に「大規模半壊世帯」の50万円と37.5万円が記載されているのは、2回目の申請で住宅を解体した場合の差額申請用に設けており、1回目の申請で「大規模半壊世帯」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済である場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

・例えば、当初「大規模半壊世帯」と認定された世帯が基礎支援金の50万円を受給し、その後やむを得ない事由によりその住宅を解体したため、2回目の申請として「解体世帯（半壊・敷地被害）」による支援金100万円と受給済の50万円との差額50万円を申請するケースに備えています。その際、「今回申請（A）」の「解体世帯（半壊・敷地被害）」の「複数世帯」100万円を○で囲み、「受給済（B）」の「大規模半壊世帯」50万円を○で囲み、表の右下の「申請額（A－B）」に差額の50万円を記入していただくこととなります。

・逆に、「全壊世帯」、「解体世帯（半壊・敷地被害）」、「長期避難世帯」のいずれかを1回目で申請した場合は、基礎支援金の限度額まで受給することになり、差額支給での2回目の申請は考えられませんので、斜線で欄を消しています。

※「受給済（D）」の欄に「賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。」の50万円と37.5万円が記載されているのは、2回目の申請で、「賃貸住宅」から「建設・購入」又は「補修」に変更する場合の差額申請に備えるため、1回目の申請で「賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済であることを○で囲んで示してもらったためのものです。

・例えば、被災当初、賃貸住宅に入居された世帯が加算支援金の50万円を受給し、その後の将来設計として住宅を新築されるため、2回目の申請として「建設・購入」による支援金200万円と受給済の50万円との差額150万円を申請するケースに備えています。その際、「今回申請（C）」の「建設・購入」の「複数世帯」200万円を○で囲み、「受給済（D）」の「賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。」の50万円を○で囲み、表の右下の「申請額（C－D）」に差額の150万円を記入していただくこととなります。

・逆に、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを1回目で申請した場合は、アパートなどの賃貸物件に一時的に入居される場合とは異なり、生活再建は完了したこととなりますので、加算支援金はこれをもって終了したこととなり、斜線で欄を消しています。従って、「補修」で申請されますと、改めて「建設・購入」の申請はできませんので御注意ください。

災害名 [市町村記入欄]

別記様式（第4条第2項関係）

青森県被災者生活再建支援金給付申請書

県受付欄

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた給付決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

(市町村経由) 申請日 年 月 日  
青森県知事 殿

上記【同意事項】に同意の上、青森県被災者生活再建支援金の給付を申請します。

申請者氏名

申請回数 [給付番号]	
初回	2回目以降 [ ]

世帯主以外の方が申請する場合はその理由： [ ]

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

① 世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日

② 被災した住宅の住所（被災住所）

〒
---

③ 世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

前回申請と同じ（前回申請と同じ場合はにを記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	( )

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	
口座名義(カナ)			

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。  
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		解体(半壊・敷地被害)の場合は その理由:
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯	100万円	75万円			申請額(A-B):  万円
解体世帯(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難世帯	100万円	75万円			
大規模半壊世帯	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D):  万円	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯		
建設・購入	200万円	150万円			申請額(C-D):  万円	
補修	100万円	75万円				
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊世帯	建設・購入	100万円	75万円	100万円		75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円		37.5万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円		18.75万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の最も高い額が最終的な給付額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 私及び私の世帯の者は暴力団員ではありません。また、給付の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名

市町村記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書等 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入  
 □ (【変更前】 → 【変更後】 )  
 \*この場合、青森県で事実関係を確認後に、給付決定を行います。

担当部署 担当者 職・氏名



**【青森県被災者生活再建支援金給付申請書記入の仕方（1枚目）】**

※記入上の注意事項については、「P10【記入等に関する注意事項】」を参照してください。

①申請期限内に申請してください。  
被災者が自治体に申請書を提出した初回年月日を記入してください。  
(郵便の場合は封入された日)

②申請者氏名  
・申請する人の氏名を記入してください。  
・世帯主又は世帯主に準ずる人が申請してください。  
・申請者と「I-①世帯主」が異なる場合はその理由も併せて記入してください。  
※世帯員以外の申請の場合、その関係について確認する場合があります。

③申請回数  
・初回の場合には「初回」に○を記入してください。  
・解体や加算支援金など2回目以降の申請の場合には支給番号を記入し、支給番号が不明な場合は「2回目以降」に○を記入してください。

④世帯主の氏名  
・住民票の世帯主氏名を記入してください。  
※被災後に死亡、世帯分離などで世帯主が変わっている場合であっても、被災時の世帯主を記入してください。

⑤被災した住宅の住所  
・被災時居住していた住所を住民票の記載どおりに記入してください。

⑥世帯員の氏名  
・被災した家屋に被災時居住していた世帯の中で世帯主を除く世帯員全員の氏名・生年月日を記入してください。  
※2回目以降の申請では記入不要です。

⑦現在の住所等  
・郵便物が受け取れる住所、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。  
※給付が決まると「通知書」をお送りします。また申請内容に不備があった場合には電話連絡することがあります。

⑧振込先口座  
・被災時世帯主の通帳内容を記入してください。(普通口座に限ります。)  
・「I-①世帯主」と名義が異なる場合は理由を記入してください。  
※世帯主の口座情報を通帳のとおり記入してください。  
※姓と名の間はスペースを空けてください。  
※濁点(半濁点)は1文字として記入してください。  
※世帯主以外の口座を希望する場合は「P10」を参照してください。

災害名【市町村記入欄】  
別記様式(第4条第2項関係)

青森県被災者生活再建支援金給付申請書

県受付欄

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた給付決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

(市町村経由)  
青森県知事 殿

申請日 ① 年 月 日

上記【同意事項】に同意の上、青森県被災者生活再建支援金の給付を申請します。

③ 申請回数【給付番号】  
初回 2回目以降

② 申請者氏名  
世帯主以外の方が申請する場合はその理由:

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

① 世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名 ④	年 月 日

② 被災した住宅の住所(被災住所)

〒 ⑤

③ 世帯員の氏名(初めて申請される方は必ず記入してください。)

ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
⑥	年 月 日	4	年 月 日
2	年 月 日	5	年 月 日
3	年 月 日	6	年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	⑦ ( )

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
⑧		普通	
口座名義(カナ)			

(口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください(前回と同じ名義であれば記入不要です。))

【青森県被災者生活再建支援金給付申請書記入の仕方（2枚目）】

⑨基礎支援金・加算支援金の申請

- ・該当する申請区分（受給済の支援金がある場合にはその区分）の金額に○を記入してください。
- ・申請する金額（受給済みの支援金がある場合には差額）を記入してください。
- ※単位は万円です。記入間違いのないよう御注意ください。
- ※半壊解体世帯・敷地被害解体世帯の場合には、災害によるやむを得ない解体理由を記入してください。

IV

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。  
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		解体(半壊・敷地被害)の場合はその理由:
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊世帯	100万円	75万円			申請額(A-B): 万円
解体世帯(壊・敷地)	100万円	75万円			
長期避難世帯	100万円	75万円			
大規模半壊世帯	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
大規模半壊世帯 ⑨					

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D): 万円
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			申請額(C-D): 万円
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊世帯					
建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円	申請額(C-D): 万円
補修	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の最も高い額が最終的な給付額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 私及び私の世帯の者は暴力団員ではありません。また、給付の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名 \_\_\_\_\_  
 ----- 市町村記入欄 -----

市町村記入欄

- ・この欄は市町村役場が記入する欄のため、記入しないでください。
- ※7名以上の世帯で被災した場合は、申請者が備考欄に氏名・ふりがな・生年月日を記入してください。

添付書類確認欄

罹災証明書	住民票	預金通帳の写し	解体証明書	敷地被害証明書	長期避難証明書	契約書等の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は口にて✓及びカッコへ変更経過を記入  
 【変更前】 → 【変更後】 )  
 \*この場合、青森県で事実関係を確認後に、給付決定を行います。

担当部署 \_\_\_\_\_ 担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

## 青森県被災者生活再建支援金給付申請書 記入等に関する注意事項

- ① 申請日
  - ・必ず申請期限内に申請を行ってください。
- ② 申請者氏名
  - ・申請者は、原則として住民票に記載されている世帯主としてください。
  - ・やむを得ず世帯主ではない方が申請する場合は、その方の氏名及び「世帯主以外の方が申請する場合はその理由」欄にその理由を記入してください。
- ③ 申請回数
  - ・1回目（初回）の申請の場合は「初回」に○を記入してください。
  - ・解体や加算支援金など2回目以降の申請の場合は、「青森県被災者生活再建支援金給付決定通知書」に記載されている支給番号を記入してください。
- ④ 世帯主の氏名
  - ・被災当時の世帯主は、原則として住民票により判断をします。
  - ・住民票上の世帯主以外の方が世帯の生計を維持している場合はその方を世帯主として申請することができますので、その方の氏名を記入してください。その場合、別途生計を維持していたことが証明できる書類（電気、水道等の支払料金明細書等）が必要です。  
※申請前に世帯主の方が亡くなられている場合でも、住民票のとおり記入してください。
- ⑤ 被災した住宅の住所
  - ・被災時に居住していた住所を住民票記載どおりに記入してください。
  - ・被災した住宅の住所に住民票を置いていない場合は、被災住所に生活の本拠があったことが証明できる書類を添付してください。
  - ・複数の住宅にまたがって生活していた場合、生活の本拠として日常的に使用している住宅のみ対象となります。
- ⑦ 現在の住所等
  - ・県から給付決定者に送付する給付予定日や金額等を記載した「青森県被災者生活再建支援金給付決定通知書」の発送宛先として使用します。
  - ・この通知書は個人情報を含む書類であることから、個人情報保護のため、送付先となる現住所は、一時的な避難所ではなく申請者本人が通知書を実際に受け取れる住所を記入してください。
  - ・また、「電話番号」は、申請内容について確認する事項がある場合の連絡先ですので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ⑧ 振込先口座
  - ・銀行等に振り込む場合の種別は普通預金口座のみとなります。当座預金、貯蓄預金等の口座については、取扱いができません。
  - ・振込先は、日本国内の金融機関に限ります。

- ・ 支援金の振込先口座は、「I-①世帯主の氏名」で記載した世帯主の口座を記入してください。支援金は、この世帯主の口座に給付します。
- ・ 申請前や申請後支給前に世帯主の方が亡くなられている場合等は、被災時同一世帯員の口座に限り、振込口座を変更し給付します（被災当時の世帯を確認するため、被災世帯全員の住民票（除票）を添付してください）。※複数世帯に限る。
- ・ その他やむを得ない理由がある場合は、被災時の同一世帯員に限り、世帯主に代わって支援金を受け取ることが可能です。その場合は、世帯主から支援金の受取りを委任されていることが確認できる書類を添付してください。
- ・ 口座情報は「預金通帳の写し」と相違がないよう、正しく記入してください（誤記入は給付の遅延につながりますので御注意ください）。
- ・ 「預金通帳の写し」は、口座名義の「フリガナ名」が記載されているものを添付してください。
- ・ 2回目以降の申請で、前回とは異なる口座に変更する場合、改めて通帳の写しを添付してください。

#### ⑨ [IV (1)] 基礎支援金の申請

- ・ 基礎支援金を申請する場合に記入してください。
- ・ 罹災証明書に記載されている被害状況、住民票に記載されている世帯状況をもとに、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
- ・ 「大規模半壊世帯」で受給済の方が差額の申請をする場合は、受給済の金額及び今回申請の金額を○で囲み、申請額欄には差額を記入してください。
- ・ 「半壊」又は「敷地被害」の区分で申請する場合は、解体の理由を必ず記入してください。

#### ⑨ [IV (2)] 加算支援金の申請

- ・ 加算支援金を申請する場合に記入してください。
- ・ 被災した世帯が「建設・購入」・「補修」・「賃貸」のうち、どの再建方法を選択するのかに応じて、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
- ・ 「契約書等の写し」は、再建方法に応じた書類を添付してください。契約書の名義は、世帯主又は被災時同一世帯員に限ります。
- ・ 賃貸で受給済の方が差額の申請をする場合は、受給済の金額及び今回申請の金額を○で囲み、申請額欄には差額を記入してください。

○申請書の記入に係る個別のお問合せは、被災当時に居住していた市町村担当窓口  
に御相談ください。

(支援制度全般に係るお問合せ先)

青森県危機管理局防災危機管理課

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9088 FAX 017-722-4867